平成１９年１０月２２日

相楽郡広域事務組合
　代表理事　木 村　　要　様

相楽郡広域事務組合
衛生手数料等適正化委員会
　　委員長　　比 山　節 男

し尿くみ取り手数料の適正化について（答申）

　平成１９年７月１７日付け９相広発第１０５号で諮問のあった標記のことについて、当委員会の意見を次のとおり取りまとめましたので報告します。

記

　別紙、答申書のとおり

答　　申　　書

本委員会は、相楽郡広域事務組合代表理事から諮問があった「一般廃棄物（し尿）処理手数料の適正化」について、過去の経過や資料に基づき慎重かつ公正に審議を行った結果、意見の一致を見たので次のとおり答申する。

（Ⅰ）くみ取り手数料の適正化について

し尿くみ取り手数料の基本額は、現時点において１０リットル当たり１１０円（消費税込み）が適正である。

なお、くみ取った量とし尿くみ取り券に差が出るなど利用者から不信感が生じないよう収集運搬委託業者に対して指導を行うことが必要である。

（Ⅱ）説　明

本委員会は、平成１９年７月１７日、相楽郡広域事務組合の木村代表理事から「一般廃棄物（し尿）処理手数料の適正化」について諮問を受け、平成１９年７月以降４回にわたって委員会を開催し、慎重に検討した結果、上記（Ⅰ）の結論に達した。以下、理由を述べる。

１　委員会の開催について

本委員会は、次のように会議を開催した。

	日　時　等	審　議　内　容
1	７月 17 日（火） 午後１:30～	・委嘱状の交付、委員の紹介 ・委員会の計画 ・手数料の経過 ・積算根拠の説明
2	８月 24 日（金） 午後１:30～	・傍聴規程の検討 ・業者組合代表へのヒヤリング ・積算根拠の見直し事項
3	９月 14 日（金） 午後２:00～	・積算の検討 ・答申文の要旨
4	10 月 10 日（水） 午後１:00～	・答申文の検討
	10 月 22 日（月）	定例理事会へ報告

２　基本的な考え

本委員会は、次のイからニを検討に際しての基本的な考えとした。

イ　し尿くみ取り手数料（含む、その決定方法）に関するこれまでの経緯に十分配慮する。

・　今日までのし尿くみ取り手数料の経過は表１のとおりである。過去においては、し尿くみ取り手数料の改正は、収集運搬委託業者からの要望に基づき、その額の妥当性の検討や他の公共料金等の動向を見ながら、そのつど双方で協議して決められてきた。

・　平成９年度においては10リットル67円から80円に引き上げられたが、この時、業者の強い要望もあり、作業員の人件費や収集車の償却など業務を遂行するために必要な事業費を算出して導かれる原価計算方式を採用することとした。

　この原価計算方式とは、乗車人員は収集車一台当たり、運転手１人、作業員２人とし、一日４．２往復を基本にし、その他収集車の減価償却費や維持管理費、燃料費などを積算するものである。双方協議の結果、10リットル当たり174円が適正な料金であり、今後３年ごとにそれに近づけていくことが確認された。

・　平成13年４月からは、正確な業務を行うために計量メーターを取り付けることを条件に、10リットル当たり100円（消費税込み）に引き上げがなされたが、その後は経済社会の不況の深刻化もあり、業者からの要望はあったが、料金は据え置かれてきた。

・　こうした中で平成15年12月、当組合を構成する町村の衛生主管課長による検討が行われ、乗車人員を３人から２人にすることや事務員の人件費の見直しなど確認された。

表１　手数料の改正の経過

年　月　日	金　額	年　月　日	金　額
昭和47年　９月１日	25円/10ℓ	昭和58年　４月１日	65円/10ℓ
昭和49年　４月１日	35円/10ℓ	昭和61年　８月１日	67円/10ℓ
昭和51年　４月１日	45円/10ℓ	平成　９年11月１日	80円/10ℓ
昭和53年　４月１日	55円/10ℓ	平成13年　４月１日	100円/10ℓ
昭和56年　１月１日	60円/10ℓ		

ロ　住民の間に著しい負担差が生じないようにする。

生活排水の処理方式として、し尿くみ取り、浄化槽、公共下水道の三方式があるが、下水道処理区域内における「水洗便所への改造義務」に留意しつつ（下記ハ参照）、今後、市町村とも協力しながら、これら三方式の改善を図っていくことが必要である。

その際、三方式それぞれについて、それらに必要な費用（設置、維持管理、水道・電気料など）を総合的に比較検討し、住民の間に著しい負担差が生じないようにすることが求められる。

これらにかかる必要な費用を比較することは、制度の趣旨、処理内容及び三方式の客観的進捗状況などが異なるため困難であるが、あえて、試算を行うと概ね表２のとおりとなる。

表２　三方式の必要費用

	受益者負担額の比較（１か月あたり）	負担額の内訳（３人家族）
し尿くみ取り	約3,000円	3.3ℓ/日×3人×30日×10円/ℓ （簡易水洗トイレで試算）
浄　化　槽	約5,100円	保守点検　16,000円 清　　掃　40,000円 法定検査　5,000円 計　61,000円/12月 5,100円 ※　別途、設置工事費100万円～120万円、電気料金、水道料金が必要
公共下水道	約2,800円	1,000円＋120円×15㎥ （基本料金10㎥まで1,000円、11㎥以上120円で試算） ※　別途、接続工事費、水道料金が必要

◎　受益者負担額は、月々の維持管理のみで施設を設置した投資的経費は含まれていない。

ハ　関係法令が求める遵守事項に従う。

下水道法は、下水道による処理区域内における「水洗便所への改造義務」を定めている【第11条の３〔水洗便所への改造義務等〕　処理区域内にお

いてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、…下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。】。このため、し尿くみ取り料金の設定が低すぎることにより、上記改造義務の履行を間接的に妨げるような効果をもたらすことのないよう留意する必要がある。

また、一般廃棄物の収集、運搬の委託に当たっては、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条第５項）と定められている。

本業務は一日たりとも休むことのできないものであり、業務を継続的に遂行するためにも、安定的な経営が確保されなければならない。

ニ　収集運搬と処理場運営についての費用分担に関する従来からの原則を踏襲する。

従来から、「収集運搬に係る費用は住民が、処理場の運営は行政が行う」という原則が存在している。国の三位一体改革による交付税の削減などにより各市町村は厳しい行財政環境に置かれており、地方分権の進捗により自治体のいっそうの自己責任、自己決定が求められているところでもある。こうした状況下においては、処理場運営について一段の効率性向上に努めることが求められるとともに、上記原則を大きく変更することは適切でないと考える。

３　検討結果として本委員会が確認した点

イ　公共料金は、これをすべて税金で賄うとの見解もありえようが、「特定の者」しか利用しない制度や事業は、「受益と負担」の関係から受益を受ける者が一定の負担をすることが、公平性の観点からも求められる。

ロ　し尿くみ取り料金などの手数料は、地方自治法第 227 条「普通地方公共体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」の規定により行っており、その額は「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定められている。

ハ　し尿くみ取り料金の算定にあたっては、従量制や世帯・人頭制、両者の混合制などさまざまな方法があるが、当組合が採用している従量制がもっとも住民に分かりやすいものと判断し、また、利用者から変更等要望がないことから、あえて他の方法に変える必要がない。

ニ　本委員会では、委託業者の代表者二名【株式会社クリーンサービス山城 代表　津路 正志氏、有限会社フシミ 代表 西田 昇二氏】にヒヤリングを行ったが、概要は次のようであった。

①　意見を聴く機会を設けていただいたことに感謝したい。

②　平成９年の値上げ交渉時の料金（174 円/10ℓ）については、乗車人員など今日的には実態に合わない部分もあり、こだわるものではない。

③　一般廃棄物の収集、運搬の委託に当たっては、適正な委託料が保障されることが必要であり、継続して業務を遂行することが、また、住民サービスにもつながる。

④　業者としては、あらゆる点を総合的に考慮して、120 円/10ℓ程度が妥当な価格であると考えている。

⑤ し尿が減少し、経営が厳しくなっているので早期の引き上げを実施してほしい。

ホ　公共料金の値上げは慎重に行われなければならないものであり、業者にも一定の経営改善努力が求められる。また、利用者の間において、くみ取った量とし尿くみ取り券に差があるといった不信感も存在しているようであり、そうした問題が生じないよう、収集運搬委託業者に対して指導を行うことが必要である。

ヘ　平成 15 年度に構成町村の衛生主管課長で組織した検討委員会の「原価計算＝積算資料」が概ね妥当なものであることを踏まえ、それ以降に物価変動等があった費目等を中心に再調査することが適切である。「原価計算＝積算資料」は以下のとおりである。

まず、事務局から積算根拠について説明がなされた。本委員会としては人件費、燃料費、バキューム車の購入価格や償却年数などについて再調査し、検討した結果、表３の積算が妥当であると判断した。

表３　原価計算の内訳

	項　　目	金　　額	積 算 根 拠
①	人件費（運転手、作業員）	11,909,313 円	公共工事設計労務単価 運転手 （14,600 円/日） 作業員 （14,000 円/日） ボーナス（4.45 月分） 各種手当（扶養、住居、通勤）

②	人件費（事務員）	2,156,641 円	公共工事設計 労務単価（10,700 円/日） 浄化槽事務と折半
③	燃料費、消耗品費、修繕費、保険料・税	1,295,230 円	往復 4.2 回/日 軽油（120 円/ℓ） 各種保険
④	その他経費（退職金積立、事務所賃借料）	690,655 円	
⑤	減価償却費（バキューム車、軽自動車）	766,607 円	バキューム車の購入価格（630 万円／2 ﾄﾝ車） 償却期間 8 年
⑥	原価合計（①～⑤）	16,818,446 円	
⑦	諸経費	3,363,689 円	原価の 20%
⑧	総経費（⑥＋⑦）	20,182,135 円	
⑨	消費税（⑧×5%）	1,009,107 円	
	合　　計	21,191,242 円	

１０ℓ当たりの単価は次の計算式により求められる。

総経費÷年間搬入日数÷１日当たりの搬入回数÷180ℓ

21,191,242 円÷245 日÷4.2 回/日÷180ℓ＝114.41 円/10ℓ

４　結　論

以上、基本的な考え及び検討結果として本委員会が確認した点を踏まえて総合考慮すると、現時点におけるし尿くみ取り手数料の基本額は、１０リットル当たり１１０円（消費税込み）が適正であると考えられる。そのため、今回、１０リットル当たり１０円を引き上げることが必要であると判断する。

以上

相楽郡広域事務組合衛生手数料等適正化委員会委員名簿

平成19年7月17日

氏　　名	経　歴　等	区　　分
ひ　やま　せつ　お ◎比　山　節　男	帝塚山大学法政策学部教授	学識経験者
と　しま　たか　こ 戸　嶋　尚　子	主　婦	地域代表者（木津川市）
なか　た　しげ　こ 中　田　臣　子	木津川市民生児童委員	〃　（木津川市）
にしくぼ　よし　のり 西久保　芳　紀	元笠置町職員	〃　（笠置町）
ば　ば　まさ　ひこ ○馬　場　正　彦	和束町社会福祉協議会 副会長	〃　（和束町）
あり　やま　やす　ひろ 有　山　泰　宏	精華町・柘榴区長	〃　（精華町）
たか　おか　さだ　お 髙　岡　貞　郎	南山城村・南大河原区長 民生児童委員	〃　（南山城村）

◎　委員長　　○　副委員長